

保振総務16第39号
平成16年11月17日

委 員 各 位

株式会社 証券保管振替機構
業 務 委 員 会
委員長 中 村 昭 彦

業 務 委 員 会 の 書 面 開 催 に つ い て

下記議題につき、書面により業務委員会を開催いたします。

記

1. 議 題

- (1) (株)ジャスダック証券取引所の創設等に伴う業務規程等の一部改正について
- (2) (株)ほふりクリアリングにおけるDVP業務委員会の開催について

2. 内 容

- (1) (株)ジャスダック証券取引所の創設等に伴う業務規程等の一部改正について

(株)ジャスダックは行政当局に対し、証券取引所の免許の申請を行っており、同社は免許を受けた後、証券取引所としての業務（取引所有価証券市場の開設）を本年12月から開始する予定であることから、それに併せて別添のとおり、「業務規程」等について所要の改正をしたいと考えております。なお、(株)ほふりクリアリングの「業務方法書の取扱い」においても同様の改正を行っております。

併せて、平成17年1月1日から新たな破産法（以下「新破産法」という。）が施行されることに伴い、所要の改正をしたいと考えております（別添参照）。

なお、施行日については行政当局の認可を条件として、平成16年12月13日（予定）から施行（新破産法の施行に伴う改正規定は、平成17年1月1日から施行）することとしたいと考えております。

(2) (株)ほふりクリアリングにおけるDVP業務委員会の開催について

(株)ほふりクリアリングは、10月29日にDVP業務委員会(第1回)を開催し、同社が実施した「一般振替DVPに関するアンケート」の結果及び一般振替DVPの利用状況について報告をしておりますので、御報告いたします。

なお、当該委員会において同社から、「これまで半年間は一般振替DVP決済サービスの安定稼働に重点を置いて業務運営を行ってきたが、今後は、アンケート結果なども参考にしながら当該サービスの改善及び拡充等に徐々に軸足を移す方向で業務運営を行っていく」旨の説明があったことを御報告いたします。

今回、これら内容に関し、書面にて当委員会を開催いたします。

大変お忙しいところ恐縮ですが、11月24日(水)正午までにこの内容について何か御意見等ございましたら、メール等にて下記連絡先までお寄せいただければと存じます。この内容につき頂戴した御意見等につきましては、当方で取りまとめ、11月26日(金)に開催されます取締役会に御報告させていただきます。

以 上

(連絡先) 株式会社 証券保管振替機構

経営企画部 藤田

電 話 03 - 3661 - 0295

FAX 03 - 3661 - 2810

e-mail h-fujita@jasdec.com

(株)ジャスダック証券取引所の創設等に伴う
業務規程等の一部改正について（案）

1．改正趣旨

日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場については、昨年公表された「JASDAQ 市場の在り方に関する研究会 PART 報告書」を受けて、日本証券業協会及び(株)ジャスダックにおいて、(株)ジャスダックの証券取引所化の推進及び店頭売買有価証券市場に関する関係諸規則等の廃止等の準備を行ってきたところである。

このたび、9月29日に(株)ジャスダックが行政当局に対し、証券取引所の免許の申請を行ったことから、(株)ジャスダックが当該免許を受けることを前提に、証券取引所としての業務（取引所有価証券市場の開設）を本年12月から開始することを条件として、それに併せて業務規程等につき、所要の整備を行うこととする。

また、来年1月1日に破産法（大正11年法律第71号）が廃止され、新たに破産法（平成16年法律第75号。以下「新破産法」という。）が同日から施行されることに伴い、併せて所要の整備を行うこととする。

2．改正概要

(1) 店頭売買有価証券市場関係の諸規則の廃止等に伴う整理

当機構の業務規程においては、例えば取扱株券等として、証券取引所に上場されている株券、日本証券業協会に登録されている株券その他の有価証券を限定列挙して規定しているが、(株)ジャスダックの証券取引所化及び店頭売買有価証券市場関係の諸規則の廃止等に伴い、「日本証券業協会に登録されている株券」がなくなることから、これに係る規定を削除することとする。

他にも同様に、「店頭売買有価証券市場」及び「店頭取引」といった規定を削除することとするなど、所要の改正を行う。

(2) 新破産法の施行に伴う整理

新破産法の施行に伴い、「破産宣告」が「破産手続開始の決定」となることなどから、文言の整理を行うこととする。

（備考）

業務規程
第9条・
第41条等

業務規程
第12条等

3．施行日

平成16年12月13日(株)ジャスダックが証券取引所として取引所有価証券市場を開設する予定日)から施行（新破産法の施行に伴う改正規定は、平成17年1月1日から施行）する。

以 上

業務規程の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>（取扱株券等）</p> <p>第 9 条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第 6 条の 2 の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 証券取引所に上場されている新株予約権付社債券（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる事項について決議が行われた新株予約権付社債券であって、新株予約権の行使により発行される株式に係る株券が機構において取り扱われるものに限る。次号において同じ。）</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 証券取引所に上場されていた新株予約権付社債券（その発行者が当該新株予約権付社債券について期限の利益を喪失している場合を除く。）</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>（取扱株券等）</p> <p>第 9 条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第 6 条の 2 の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>日本証券業協会に登録されている株券</u></p> <p>(3) 証券取引所に上場されている新株予約権付社債券（商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる事項について決議が行われた新株予約権付社債券であって、新株予約権の行使により発行される株式に係る株券が機構において取り扱われるものに限る。次号及び第 5 号において同じ。）</p> <p>(4) <u>日本証券業協会に登録されている新株予約権付社債券</u></p> <p>(5) 証券取引所に上場されていた又は日本証券業協会に登録されていた新株予約権付社債券（その発行者が当該新株予約権付社債券について期限の利益を喪失している場合を除く。）</p> <p>(6)～(8) (略)</p>
<p>（取扱株券等の廃止）</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、機構は、株券の発行者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該株券の取扱いを廃止するものとし、当該取扱いを廃止した株券（以下「取扱廃止後株券」という。）のうち、参加者から交付請求のないものにつき、廃棄するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会社が<u>破産手続開始の決定</u>を受けたとき</p> <p>4 (略)</p>	<p>（取扱株券等の廃止）</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、機構は、株券の発行者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該株券の取扱いを廃止するものとし、当該取扱いを廃止した株券（以下「取扱廃止後株券」という。）のうち、参加者から交付請求のないものにつき、廃棄するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会社が<u>破産宣告</u>を受けたとき</p> <p>4 (略)</p>
<p>（預託前株券等の取扱い）</p> <p>第 41 条 機構は、募集（証券取引法第 2 条第 3 項</p>	<p>（預託前株券等の取扱い）</p> <p>第 41 条 機構は、募集（証券取引法第 2 条第 3 項</p>

に規定する「有価証券の募集」をいう。以下同じ。)又は売出し(同法第2条第4項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。)に係る株券の円滑な流通に資するため、準備株券(会社の成立後又は新株の払込期日以後株券として発行される予定のもので、商法第225条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 証券取引所に上場が予定される株券につき、証券取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日(追加上場される日を含む。以下同じ。)の前に行う募集に係る準備株券で、機構の行う保管振替業において取り扱う予定のもの

(2) 証券取引所に上場が予定される株券につき、証券取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う売出しに係る株券で、機構の行う保管振替業において取り扱う予定のもの

(3) 証券取引所に上場されている株券の発行者が行う募集に係る準備株券及び当該募集に併せて行う売出しに係る株券につき、証券取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う募集に係る準備株券及び売出しに係る株券で、機構の行う保管振替業において取り扱う予定のもの

(預託前株券等の保管に関する取扱い)

第42条 機構は、上場日の3営業日前の日に、上場日において参加者(会社から機構に募集又は売出しに係る株券を引き渡すことをもって株券を受領すること及び当該株券を機構に預託するこ

に規定する「有価証券の募集」をいう。以下同じ。)又は売出し(同法第2条第4項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。)に係る株券の円滑な流通に資するため、準備株券(会社の成立後又は新株の払込期日以後株券として発行される予定のもので、商法第225条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 証券取引所に上場が予定され又は日本証券業協会に登録が予定される株券につき、証券取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日又は登録日(追加上場される日又は追加登録される日を含む。以下「上場日等」という。)の前に行う募集に係る準備株券で、機構の行う保管振替業において取り扱う予定のもの

(2) 証券取引所に上場が予定され又は日本証券業協会に登録が予定される株券につき、証券取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日等の前に行う売出しに係る株券で、機構の行う保管振替業において取り扱う予定のもの

(3) 証券取引所に上場され又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者が行う募集に係る準備株券及び当該募集に併せて行う売出しに係る株券につき、証券取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日等の前に行う募集に係る準備株券及び売出しに係る株券で、機構の行う保管振替業において取り扱う予定のもの

(預託前株券等の保管に関する取扱い)

第42条 機構は、上場日等の3営業日前の日に、上場日等において参加者(会社から機構に募集又は売出しに係る株券を引き渡すことをもって株券を受領すること及び当該株券を機構に預託す

とにつき、あらかじめ同意した参加者に限る。)のために保管し、預託を受けることとなるものの預託前株券等を、会社(名義書換代理人を置く場合は、当該名義書換代理人。以下この目において同じ。)から一括して受領し、保管する。ただし、会社が前条第3号に規定する預託前株券等につき、機構に預入れをしない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 (略)

(預託前株券等の保管に関する取扱いの廃止)

第43条 機構は、前条第1項の規定により会社から受領した預託前株券等につき、証券取引所への上場が中止された場合は、当該預託前株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わない。

2 (略)

(預託の取扱い)

第44条 第42条第1項に規定する参加者は、上場日において、同項の規定により機構が保管する株券を機構に引き渡し、預託するものとする。

(預託、口座振替及び交付)

第89条 参加者は、新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、証券取引所が定める売買単位の整数倍により行う。

附 則

1 この改正規定は、日本証券業協会が証券取引法(昭和23年法律第25号)第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日から施行する。ただし、第12条第3項第2号の改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

2 平成16年12月31日までにされた破産の申立てにより平成17年1月1日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。

ることにつき、あらかじめ同意した参加者に限る。)のために保管し、預託を受けることとなるものの預託前株券等を、会社(名義書換代理人を置く場合は、当該名義書換代理人。以下この目において同じ。)から一括して受領し、保管する。ただし、会社が前条第3号に規定する預託前株券等につき、機構に預入れをしない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 (略)

(預託前株券等の保管に関する取扱いの廃止)

第43条 機構は、前条第1項の規定により会社から受領した預託前株券等につき、証券取引所への上場が中止され(既に日本証券業協会に登録されている場合を除く。)又は日本証券業協会への登録が中止された場合は、当該預託前株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わない。

2 (略)

(預託の取扱い)

第44条 第42条第1項に規定する参加者は、上場日等において、同項の規定により機構が保管する株券を機構に引き渡し、預託するものとする。

(預託、口座振替及び交付)

第89条 参加者は、新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、証券取引所又は日本証券業協会が定める売買単位の整数倍により行う。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>（会社からの決議等の通知）</p> <p>第 6 条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第 12 条第 3 項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止(以下次条において「<u>上場廃止</u>」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新株予約権付社債券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該新株予約権付社債券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定又はこれらに該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その新株予約権付社債券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>（会社からの決議等の通知）</p> <p>第 6 条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第 12 条第 3 項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止又は<u>日本証券業協会への登録の取消し</u>(以下次条において「<u>上場廃止等</u>」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新株予約権付社債券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該新株予約権付社債券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定又はこれらに該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その新株予約権付社債券について証券取引所への上場の廃止又は<u>日本証券業協会への登録の取消し</u>の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4～8 (略)</p>
<p>（取扱株券等の廃止等の取扱い）</p> <p>第 7 条 規程第 12 条第 1 項から第 3 項までの規定により有価証券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合は、機構は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該株券等の取扱いを廃止するものとする。</p> <p>(1) 取扱株券等が<u>上場廃止</u>となる場合</p> <p>証券取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所有価証券市場（以下「<u>取引所有価証券市場</u>」という。）における取扱株券等の売買（以下「<u>取引所取引</u>」という。）に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ参加者に通知した日</p>	<p>（取扱株券等の廃止等の取扱い）</p> <p>第 7 条 規程第 12 条第 1 項から第 3 項までの規定により有価証券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合は、機構は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該株券等の取扱いを廃止するものとする。</p> <p>(1) 取扱株券等が<u>上場廃止等</u>となる場合</p> <p>証券取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所有価証券市場（以下「<u>取引所有価証券市場</u>」という。）又は同法第 67 条第 2 項の規定により<u>日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場</u>（以下「<u>店頭売買有価証券市場</u>」という。）における取扱株券等の売買（以下「<u>取引所取引等</u>」という。）に係る最終売買決済日の翌日以</p>

(2) 前号の規定にかかわらず、株券の発行者の破産手続、再生手続、更生手続、整理又は解散の事由により上場廃止となる場合であって、次のイ、ロ又はハに規定するとき

イ (略)

ロ 規程第 12 条第 3 項第 2 号のとき

破産手続開始の決定を受けた日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ参加者に通知した日

ハ (略)

2 規程第 12 条第 1 項から第 3 項までに規定する取扱株券等の預託及び交付は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 預託の取扱い

機構は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日以降、当該取扱株券等の預託を受けないものとする。

(2) 交付の取扱い

参加者は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ指定する日までに、第 55 条に規定する交付請求をしなければならない。ただし、株券の発行者が規程第 12 条第 3 項各号に該当する場合は、本文の規定にかかわらず、前項第 2 号イ又はロに規定する日から機構があらかじめ周知のうえ定める日まで、取扱廃止後株券の交付請求を行うことができる。

3 (略)

(届出事務所を通じて行う業務)

第 11 条 参加者は、次に掲げる機構との間の保管振替業に係る業務を前条第 1 項第 1 号に規定する届出事務所を通じて行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第 60 条の規定により交付する株券 (取引所取引の決済に係る株券のうち、当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の所在地の事務所から交付するものを除く。)の受領

降の日であって、機構があらかじめ参加者に通知した日

(2) 前号の規定にかかわらず、株券の発行者の破産、再生手続、更生手続、整理又は解散の事由により上場廃止等となる場合であって、次のイ、ロ又はハに規定するとき

イ (略)

ロ 規程第 12 条第 3 項第 2 号のとき

破産宣告を受けた日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ参加者に通知した日

ハ (略)

2 規程第 12 条第 1 項から第 3 項までに規定する取扱株券等の預託及び交付は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 預託の取扱い

機構は、取引所取引等に係る最終売買決済日の翌日以降、当該取扱株券等の預託を受けないものとする。

(2) 交付の取扱い

参加者は、取引所取引等に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ指定する日までに、第 55 条に規定する交付請求をしなければならない。ただし、株券の発行者が規程第 12 条第 3 項各号に該当する場合は、本文の規定にかかわらず、前項第 2 号イ又はロに規定する日から機構があらかじめ周知のうえ定める日まで、取扱廃止後株券の交付請求を行うことができる。

3 (略)

(届出事務所を通じて行う業務)

第 11 条 参加者は、次に掲げる機構との間の保管振替業に係る業務を前条第 1 項第 1 号に規定する届出事務所を通じて行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第 60 条の規定により交付する株券 (取引所有価証券市場における売買(以下「取引所取引」という。)の決済に係る株券のうち、当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の所在

(4)～(6) (略)

(7) 第 96 条第 2 項において準用する第 59 条第 1 項に規定する売買単位未満投資証券交付願及び同条第 4 項に規定する前日交付請求書(売買単位未満投資証券交付請求用)の提出

(8)～(10) (略)

(条件付の預託)

第 24 条 (略)

2 前項の規定は、商号が変更となった株券であつて、証券取引所が定めるところにより流通に不適格なものとされた株券について準用する。

(会社からの預託前株券等の預入れ)

第 31 条 (略)

2 会社は、規程第 42 条第 1 項ただし書の預入れをしない旨の申出を、機構に対して、当該募集又は売出しに係る株券の上場日の 2 週間前までに行う。

3 (略)

(預託前株券等の処理)

第 32 条 (略)

2 機構は、入力処理の内容を上場日の前営業日の午前 9 時までに帳票に記載のうえ、当該公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社に通知する。

3 当該公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社は、前項に定める帳票により機構が行った入力処理の内容について、上場日の前営業日の正午までに確認のうえ、その旨を機構に対し通知する。

(不適格な株券)

第 40 条の 2 規程第 62 条に規定する不適格な株券は、次に掲げる株券をいう。

(1)～(8) (略)

(9) 前各号に掲げるもののほか、機構が取引所有価証券市場における受渡物件として不適格と認める株券

(参加者が連帯して行う預託株券の不足の補てん)

地の事務所から交付するものを除く。)の受領

(4)～(6) (略)

(新設)

(7)～(9) (略)

(条件付の預託)

第 24 条 (略)

2 前項の規定は、商号が変更となった株券であつて、証券取引所等が定めるところにより流通に不適格なものとされた株券について準用する。

(会社からの預託前株券等の預入れ)

第 31 条 (略)

2 会社は、規程第 42 条第 1 項ただし書の預入れをしない旨の申出を、機構に対して、当該募集又は売出しの申込期間が始まる 4 週間前までに行う。

3 (略)

(預託前株券等の処理)

第 32 条 (略)

2 機構は、入力処理の内容を上場日等の前営業日の午前 9 時までに帳票に記載のうえ、当該公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社に通知する。

3 当該公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社は、前項に定める帳票により機構が行った入力処理の内容について、上場日等の前営業日の正午までに確認のうえ、その旨を機構に対し通知する。

(不適格な株券)

第 40 条の 2 規程第 62 条に規定する不適格な株券は、次に掲げる株券をいう。

(1)～(8) (略)

(9) 前各号に掲げるもののほか、機構が取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における受渡物件として不適格と認める株券

(参加者が連帯して行う預託株券の不足の補てん)

第 40 条の 4 (略)

2~5 (略)

6 前項の場合において、法律の規定に基づく破産 手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始等の申立てがなされ、当該金銭を支払えないと認められる一の参加者(以下この項において「破綻参加者」という。)があったときは、機構は、当該破綻参加者が支払うべき金銭(当該破綻参加者が実際に支払った金銭を除く。)を、破綻参加者以外の参加者が支払う第二次補てんに係る金銭の総額に加え、その合計額を基に第 1 項第 2 号に規定する算式により破綻参加者以外の参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、前項に規定する金額を差し引いた額を破綻参加者以外の参加者に通知し、当該参加者は、当該通知に係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

(单元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 62 条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、单元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

(1) 権利確定日等(規程第 81 条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。)がある場合

取引所取引における権利付最終日の前営業日から権利確定日等までの期間

(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合

株式の併合又は分割等に伴い、証券取引所が売買を停止する日の 2 営業日前の日から株券提出期日までの期間

5 (略)

6 单元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の取引所取引における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は「買取未執行」と

第 40 条の 4 (略)

2~5 (略)

6 前項の場合において、法律の規定に基づく破産、民事再生手続、会社更生手続又は整理等の申立てがなされ、当該金銭を支払えないと認められる一の参加者(以下この項において「破綻参加者」という。)があったときは、機構は、当該破綻参加者が支払うべき金銭(当該破綻参加者が実際に支払った金銭を除く。)を、破綻参加者以外の参加者が支払う第二次補てんに係る金銭の総額に加え、その合計額を基に第 1 項第 2 号に規定する算式により破綻参加者以外の参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、前項に規定する金額を差し引いた額を破綻参加者以外の参加者に通知し、当該参加者は、当該通知に係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

(单元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 62 条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、单元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

(1) 権利確定日等(規程第 81 条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。)がある場合

取引所取引又は店頭売買有価証券市場における株券の売買(以下「店頭取引」という。)における権利付最終日の前営業日から権利確定日等までの期間

(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合

株式の併合又は分割等に伴い、証券取引所又は日本証券業協会が売買を停止する日の 2 営業日前の日から株券提出期日までの期間

5 (略)

6 单元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の取引所取引又は店頭取引における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は

朱記した単元未満株式買取請求書及び単元未満株式買取請求内容書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知する。この場合において、参加者は、当該未執行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。

(新株予約権付社債券の場合の読替え)

第 75 条 新株予約権付社債券について規程第 88 条第 1 項の規定により規程第 4 章第 1 節の規定を準用する。この場合において「公募又は売出し」とあるのは「公募」と、「預託前株券等」とあるのは「準備新株予約権付社債券」と、「募集又は売出し」とあるのは「募集」と、「預託株券の株式の数」とあるのは「預託券面の総額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 42 条第 1 項	上場日の 3 営業日前の日	上場日の前営業日
	(略)	(略)
(削る)		

(預託新株予約権付社債券の制限)

第 77 条 規程第 89 条に規定する参加者が預託できる新株予約権付社債券は、証券取引所が定める売買単位の券種の新株予約権付社債券とする。

(準備新株予約権付社債券の預入れに係る通知等)

第 78 条 会社は、準備新株予約権付社債券の本券作成日程について、当該新株予約権付社債券の上場日の 5 営業日前の日までに、機構に通知するものとする。

2~4 (略)

「買取未執行」と朱記した単元未満株式買取請求書及び単元未満株式買取請求内容書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知する。この場合において、参加者は、当該未執行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。

(新株予約権付社債券の場合の読替え)

第 75 条 新株予約権付社債券について規程第 88 条第 1 項の規定により規程第 4 章第 1 節の規定を準用する。この場合において「公募又は売出し」とあるのは「公募」と、「預託前株券等」とあるのは「準備新株予約権付社債券」と、「募集又は売出し」とあるのは「募集」と、「預託株券の株式の数」とあるのは「預託券面の総額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 42 条第 1 項	上場日等の 3 営業日前の日	上場日又は登録日の前営業日
	(略)	(略)
第 44 条	上場日等	上場日又は登録日

(預託新株予約権付社債券の制限)

第 77 条 規程第 89 条に規定する参加者が預託できる新株予約権付社債券は、証券取引所又は日本証券業協会が定める売買単位の券種の新株予約権付社債券とする。

(準備新株予約権付社債券の預入れに係る通知等)

第 78 条 会社は、準備新株予約権付社債券の本券作成日程について、当該新株予約権付社債券の上場日又は登録日の 5 営業日前の日までに、機構に通知するものとする。

2~4 (略)

(預託票の処理)

第 79 条 新株予約権付社債券の募集に係る引受主幹事証券会社 (発行者と引受契約を締結した引受団の代表者をいう。以下同じ。) は、上場日の 3 営業日前の日に、当該準備新株予約権付社債券の募集に係る規程第 88 条第 1 項において準用する規程第 42 条第 1 項に規定する参加者の取扱券面の総額を記載した所定の預託票を機構に提出するものとする。

2 (略)

3 第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の預託票が提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「上場日の前営業日」とあるのは「上場日の 2 営業日前の日」と、「公募又は売出し」とあるのは「公募」と読み替えるものとする。

(一括預入れの時期)

第 80 条 規程第 88 条第 1 項において準用する規程第 42 条第 1 項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れは、上場日の前営業日の午前 9 時から午前 10 時までの間に所定の預入れ票を添付して行うものとする。

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 88 条 (略)

2 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、第 87 条第 1 項又は前条第 1 項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

(1) 権利確定日等 (規程第 81 条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。) がある場合

取引所取引における権利付最終日の前営業日から権利確定日等の 2 営業日前の日までの期間

(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合

株式の併合又は分割等に伴い、証券取引所が売買を停止する日の 2 営業日前の日から株券提

(預託票の処理)

第 79 条 新株予約権付社債券の募集に係る引受主幹事証券会社 (発行者と引受契約を締結した引受団の代表者をいう。以下同じ。) は、上場日又は登録日の 3 営業日前の日に、当該準備新株予約権付社債券の募集に係る規程第 88 条第 1 項において準用する規程第 42 条第 1 項に規定する参加者の取扱券面の総額を記載した所定の預託票を機構に提出するものとする。

2 (略)

3 第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の預託票が提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「上場日等の前営業日」とあるのは「上場日又は登録日の 2 営業日前の日」と、「公募又は売出し」とあるのは「公募」と読み替えるものとする。

(一括預入れの時期)

第 80 条 規程第 88 条第 1 項において準用する規程第 42 条第 1 項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れは、上場日又は登録日の前営業日の午前 9 時から午前 10 時までの間に所定の預入れ票を添付して行うものとする。

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 88 条 (略)

2 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、第 87 条第 1 項又は前条第 1 項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

(1) 権利確定日等 (規程第 81 条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。) がある場合

取引所取引又は店頭取引における権利付最終日の前営業日から権利確定日等の 2 営業日前の日までの期間

(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合

株式の併合又は分割等に伴い、証券取引所又は日本証券業協会が売買を停止する日の 2 営業

出期日の2営業日前の日までの期間

3 第1項の規定により機構が会社に取り次いだ単元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の取引所取引における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は「買取未執行」と朱記した単元未満株式買取請求書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知するものとする。この場合において、参加者は、当該未執行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。

(元利金支払事務取扱参加者の届出事項)

第89条 規程第94条第1項に規定する元利金支払事務取扱参加者は、当該元利金支払事務取扱参加者が元利金支払事務を受託した新株予約権付社債券の上場日(機構が別に指定する場合は、当該指定日)までに、元利金支払基金の受け入れに使用する銀行口座等(以下「元利金支払基金入金口座」という。)を、機構に対し所定の書面により届け出なければならない。

(投資証券の場合の読替え)

第95条 投資証券について規程第98条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第224条ノ3第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第82条第3項において準用する商法第224条ノ3第1項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	
	(削る)	

日前の日から株券提出期日の2営業日前の日までの期間

3 第1項の規定により機構が会社に取り次いだ単元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の取引所取引又は店頭取引における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は「買取未執行」と朱記した単元未満株式買取請求書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知するものとする。この場合において、参加者は、当該未執行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。

(元利金支払事務取扱参加者の届出事項)

第89条 規程第94条第1項に規定する元利金支払事務取扱参加者は、当該元利金支払事務取扱参加者が元利金支払事務を受託した新株予約権付社債券の上場日等(機構が別に指定する場合は、当該指定日。)までに、元利金支払基金の受け入れに使用する銀行口座等(以下「元利金支払基金入金口座」という。)を、機構に対し所定の書面により届け出なければならない。

(投資証券の場合の読替え)

第95条 投資証券について規程第98条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第224条ノ3第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第82条第3項において準用する商法第224条ノ3第1項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	
第41条第1号	上場が予定され又は日本証券業協会に登録が予定される株券	上場が予定される投資証券

(削る)
(削る)
(削る)
(削る)
(削る)
(削る)
(略)

(準用規定)
第 96 条 (略)

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 54 条	第 26 条第 1 号(第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 2 項及び第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。)	第 26 条第 1 号(第 27 条第 2 項において準用する場合を含む。)
(略)		

(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替え)

	上場日又は登録日(追加上場される日又は追加登録される日を含む。以下「上場日等」という。)	上場日
第 41 条第 2 号	上場が予定され又は日本証券業協会に登録が予定される株券 上場日等	上場が予定されている投資証券 上場日
第 41 条第 3 号	上場され又は日本証券業協会に登録されている株券 上場日等	上場されている投資証券 追加上場される日
第 42 条	上場日等	上場日又は追加上場される日
第 43 条	証券取引所への上場が中止され(既に日本証券業協会に登録されている場合を除く。)又は日本証券業協会への登録が中止された場合	証券取引所への上場が中止された場合
第 44 条	上場日等	上場日又は追加上場される日
(略)		

(準用規定)
第 96 条 (略)

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 54 条	株券提出期日又は商法第 374 条ノ 7 第 1 項(同法第 374 条ノ 31 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により会社が定める一定の日とする。	投資証券の提出期日とする。
(略)		

(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替え)

第 97 条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第 100 条第 1 項の規定により規程第 4 章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第 224 条ノ 3 第 1 項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第 25 条において準用する商法第 224 条ノ 3 第 1 項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	
	(削る)	
	(削る)	
	(削る)	
	(削る)	
	(削る)	
	(削る)	
	(略)	

(準用規定)

第 98 条 (略)

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により

第 97 条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第 100 条第 1 項の規定により規程第 4 章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第 224 条ノ 3 第 1 項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第 25 条において準用する商法第 224 条ノ 3 第 1 項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	
第 41 条第 1 号	上場が予定され又は日本証券業協会に登録が予定される株券	上場が予定される優先出資証券
	上場日又は登録日(追加上場される日又は追加登録される日を含む。以下「上場日等」という。)	上場日
第 41 条第 2 号	上場が予定され又は日本証券業協会に登録が予定される株券	上場が予定される優先出資証券
	上場日等	上場日
第 41 条第 3 号	上場され又は日本証券業協会に登録されている株券	上場されている優先出資証券
	上場日等	追加上場される日
第 42 条	上場日等	上場日又は追加上場される日
第 43 条	証券取引所への上場が中止され(既に日本証券業協会に登録されている場合を除く。)又は日本証券業協会への登録が中止された場合	証券取引所への上場が中止された場合
第 44 条	上場日等	上場日又は追加上場される日
	(略)	

(準用規定)

第 98 条 (略)

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により

準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 54 条	第 26 条第 1 号(第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 2 項及び第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。)	第 26 条第 1 号(第 27 条第 2 項において準用する場合を含む。)
(略)		

附 則

- 1 この改正規定は、日本証券業協会が証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 67 条第 2 項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項第 2 号の改正規定（「上場廃止等」を「上場廃止」に改める部分を除く。）及び第 40 条の 4 第 6 項の改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 12 月 31 日までにされた破産の申立てにより平成 17 年 1 月 1 日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。

準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 54 条	株券提出期日又は商法第 374 条ノ 7 第 1 項(同法第 374 条ノ 31 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により会社が定める一定の日とする。	優先出資証券の提出期日とする。
(略)		

証券保管振替システムの利用に関する規則の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>(OCR伝票等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項のOCR伝票に記載する当該参加者名、相手方参加者名及び株券の銘柄名については、正式名称又は証券取引所が定める略称が英文字である場合を除き、漢字又は仮名文字を使用するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、日本証券業協会が証券取引法（昭和23年法律第25号）第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日から施行する。</p>	<p>(OCR伝票等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項のOCR伝票に記載する当該参加者名、相手方参加者名及び株券の銘柄名については、正式名称又は証券取引所若しくは日本証券業協会が定める略称が英文字である場合を除き、漢字又は仮名文字を使用するものとする。</p> <p>3 (略)</p>

業務方法書の取扱いの一部改正について

平成 16 年 11 月 17 日
(株)ほふりクリアリング

改正趣旨

今般、株式会社ジャスダックが、株式会社ジャスダック証券取引所として業務を開始する見込みとなり、併せて日本証券業協会において「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)及び「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2)その他の規則並びに細則の廃止等が行われることに伴い、当社が、受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価に際して用いる時価の取扱いにつき、「日本証券業協会に登録されているもの」に係る規定を削除するほか、現行の実務上の取扱いを明確化する観点から所要の改正を行うものとする。

改正概要

業務方法書の取扱い別表「受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額に関する表」(以下「別表」という。)第 1 項中、「日本証券業協会に登録されているもの」に係る規定を削除する。

また、別表第 3 項に規定する国債証券の時価について、日本証券業協会が売買参考統計値の発表を行わない場合の取扱いに係る規定を、現行の実務上の運用に沿って追加するほか、所要の改正を行う。

詳細は別紙のとおり。

施行日

平成 16 年 12 月 13 日(株式会社ジャスダックが証券取引所として取引所有価証券市場を開設する予定日)から施行する。

以 上

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧			
<p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額に関する表</p> <p>1. 業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、機構取扱有価証券については、以下のとおりとする。</p>			<p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額に関する表</p> <p>1. 業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、機構取扱有価証券については、以下のとおりとする。</p>			
有価証券の種類	時価		有価証券の種類	時価		時価に乗 ずべき率
株券 投資証券 協同組織 金融機関 の優先出 資証券 受益証券	国内の証券取引所に上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	株券 投資証券 協同組織 金融機関 の優先出 資証券 受益証券	国内の証券取引所に上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	100分の70
	(削る)			日本証券業協会に登録されているもの	日本証券業協会が公表する午後3時(半休日(日本証券業協会が定める半休日をいう。))においては午前11時)現在における直近の売買価格(注4)	
新株予約権付社債券	国内の証券取引所に上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	新株予約権付社債券	国内の証券取引所に上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)	100分の80
	(削る)			日本証券業協会に登録されているもの	日本証券業協会が公表する午後3時(半休日においては午前11時)現在における直近の売買価格(注4)	
<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 最終価格については、当該証券取引所において気配表示が行われている場合は、当該最終気配値段を含む。</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(削る)</p>			<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 最終値段については、当該証券取引所において気配表示が行われている場合は、当該最終気配値段を含む。</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(注4) 売買価格がないときは、日本証券業協会が定める当該計算する日の前日の基準価格とする。</p>			
2. (略)			2. (略)			

3. 業務方法書第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、第12条第1項の規定に基づく国債証券については、以下のとおりとする。

有価証券の種類	時価		時価に乗 ずべき率
国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値(注)のうち平均値	100分の95

(注) 計算する日の前日において売買参考統計値が発表されていないときは、当該計算する日の前々日の売買参考統計値(当該前々日の売買参考統計値が発表されていないときは、順次繰り上げる。)とする。

4. ~ 6. (略)

付 則

- この改正規定は、日本証券業協会が証券取引法(昭和23年法律第25号)第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日から施行する。
- この改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において日本証券業協会に登録されていた機構取扱有価証券に係る受入予定証券残高及び担保指定証券残高の評価額を施行日において計算する場合の時価は、改正後の別表第1項の規定にかかわらず、日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格(当該売買価格がないときは、日本証券業協会が定める施行日の前日の基準価格)とする。
- 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた銘柄であって、施行日に株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」という。)に上場されたものに対する別表第2項の適用に際しては、日本証券業協会が公表した当該銘柄の売買株数(新株予約権付社債券にあっては売買数量)を、ジャスダック証券取引所において成立した売買高とみなす。

3. 業務方法書第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、第12条第1項の規定に基づく国債証券については、以下のとおりとする。

有価証券の種類	時価		時価に乗 ずべき率
国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	100分の95

(新設)

4. ~ 6. (略)